

発想の転換！？ 相続税の生前対策 ～兄弟姉妹が相続人である場合の養子縁組～ その2

今回は発想の転換による「相続税の生前対策」について、相続人が兄弟姉妹である場合に、相続させたい人と養子縁組を行うのか、遺言書で特定の相続人に相続させる旨を残すのかについての有利・不利についての解説です。

1. 兄弟姉妹が相続人である場合

兄弟姉妹が相続人である場合には、兄弟姉妹には遺留分が認められないことから、遺言書を残しておけば、遺言書どおりに財産を相続させることができます。

2. 養子縁組

養子は養子縁組の日から実子と同様の権利義務を有することとされています（民法809）。そのため、兄弟姉妹が相続人である場合に、養子縁組をすることで第一順位の子のいる相続となり、兄弟姉妹は相続人ではなくなります。

3. 相続税法上の養子縁組規制

(1) 法定相続人の数に算入する養子

節税目的が明らかな養子縁組とはいえ、民法上は正規な手続を経た養子であることから、税務執行上これを相続税の課税に際し否認することは極めて困難な状況にあることなどの理由から、法定相続人の数に算入する養子について、被相続人に実子がいる場合は1人まで、被相続人に実子がいない場合には2人までとされています（相法15②）。

(2) 直系卑属の2割加算

被相続人の直系卑属で当該被相続人の養子となっている者（いわゆる孫養子）は、相続税額が2割加算される対象者となります（相法18②）。ただし、その被相続人の直系卑属が相続開始以前に死亡し又は相続権を失ったため、その養子が代襲して相続人になっている場合は、この2割加算の対象から除外されています（相法18②）。

4. 遺言書か養子縁組か

養子縁組を行うと、その養子は第1順位の相続人となり、兄弟姉妹は相続人ではなくなります。養子縁組は、自分より年少者であれば縁組できますので、自分の弟か妹、又は甥や姪などを養子にして、全財産を相続させることもでき、さらに、相続税額の2割加算の適用もありません。しかし、元々の法定相続人の数が多い場合には、養子縁組することで、法定相続人の数が少なくなり、基礎控除額が下がるなど、相続税の計算上不利となることもあります。遺留分が認められない兄弟姉妹に相続させたくない場合には、遺言書によって特定の者に相続させることもできます。一方、遺言書は遺言者によって自由に書き換えることができますので、それらのことを考慮に入れて意思決定を行うことが肝要です。

【設例】

1. 被相続人 甲（令和4年3月死亡）
2. 相続人
 - ① 養子縁組前 妻・兄・姉・弟・妹
 - ② 養子縁組後 妻・養子（妹の子）
3. 相続財産 4億円
4. 遺言書による相続 妻3億円、養子（妹の子）1億円
5. 相続税の計算

(単位：万円)

	養子縁組なし			養子縁組あり		
	妻	妹の子	合計	妻	養子	合計
課税価格	30,000	10,000	40,000	30,000	10,000	40,000
基礎控除額	6,000 (注1)		6,000	4,200 (注2)		4,200
相続税の総額	9,850		9,850	10,920		10,920
算出税額	7,387	2,463	9,850	8,190	2,730	10,920
二割加算額	—	492	492	—	—	—
配偶者の税額軽減	(注3) Δ7,387	—	Δ7,387	Δ5,460	—	Δ5,460
納付相続税額	0	2,955	2,955	2,730	2,730	5,460

(注1) 法定相続人は、妻、兄、姉、弟、妹の5人で、基礎控除額は(3,000万円+600万円×5人) 6,000万円となります。

(注2) 法定相続人は、妻、養子の2人で、基礎控除額は(3,000万円+600万円×2人) 4,200万円となります。

(注3) 配偶者の税額軽減は、法定相続分(3/4)に相当する3億円に対する相続税額となります。

(文責：山本和義)